

令和4年第6回松山市教育委員会定例会

(横山事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

お願いします。

(横山事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和4年第6回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に西本委員を指名いたします。

ここでお知らせします。

本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、1人の傍聴を許可しておりますので、ご報告をいたします。

あわせて、カメラの撮影等も許可をしておりますので、申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対し賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき、非公開の議決があった時は、一時的に退席をしていただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

それでは議事に入ります。

日程第1 議案第16号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

地域学習振興課の西口でございます。

よろしくお願いします。

お手元の資料1ページ、2ページをお願いしま

す。

議案第16号「社会教育委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

社会教育に関する諸計画の立案などを行う社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び松山市社会教育委員条例第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっております。

今回、委嘱している社会教育委員のうち、4名が退任され、新たに4名の委員を委嘱するものです。

退任される方は、小中学校長会、松山市小中学校PTA連合会、松山市スポーツ協会での役員交代、また、組織統合に伴い、社会教育委員の辞任願が教育委員会に提出されたものです。

また、今回委嘱を予定している方は、それぞれの退任者の後任として、所属団体で役職に就任されている方々と、新たに松山市文化・スポーツ振興財団の本田元広理事長となっています。

なお、任期は、前任者の残任期間になりますので、令和4年7月13日から令和5年11月14日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございましたらお願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、議案第16号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 議案第17号「公民館運営審議

会委員の退任及び委属について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願いします。

お手元の資料 3 ページから 5 ページをお願いいたします。

議案第17号「公民館運営審議会委員の退任及び委属について」ご説明申し上げます。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条第1項及び松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により、教育委員会が委属することとなっています。

今回、委属している公民館運営審議会委員のうち、8名が退任し、新たに12名の委員を委属するものです。

まず、退任される方は、小中学校のPTA会長や各地域の高齢クラブなどの団体の代表で、就任している役員の交代などの理由により、公民館運営審議会委員の辞任願が教育委員会に提出されたものです。

また、委属を予定している方々は、先ほどの退任者の後任、または、既に委員を退任されている方の後任として、地域団体等の役職に就かれた方々となっております。

任期は、令和4年7月13日から令和5年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見がございましたらお願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、議案第17号「公民館運営審議会委員の退任及び委属について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第3 議案第18号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を議題といたします。

横江事務局次長から説明を求めます。

(横江事務局次長)

学校教育課の横江でございます。

よろしくお願いいたします。

議案書 6 ページをお願いいたします。

議案第18号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」ご説明いたします。

松山市教育委員会では、児童生徒及び英語教員等に生きた英語に触れる機会を提供するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業：JETプログラム」を活用し、外国語指導助手、いわゆるALTを任用しており、勤務条件等の必要な事項について、松山市招致外国青年任用規則により定めております。

今回の改正内容は、地方公務員育児休業法の改正により、会計年度任用職員である外国語指導助手のALTと他の会計年度任用職員との勤務条件の均衡を保つため、不妊治療、出産の立会いに係る特別休暇や育児に係る部分休業など出産及び育児に係る休暇等に関して所要の整備を行うものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、議案第18号「松山市招致外国青年任

用規則の一部改正について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第4 議案第19号「松山市立子規記念博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

本件は、日程第7 報告第15号「松山市立子規記念博物館協議会委員の退任について」と関連がありますので、一括して説明を求め、質疑応答の後、採決を行います。

門田子規記念博物館長から説明を求めます。

(門田館長)

子規記念博物館の門田です。

よろしくお願いします。

議案第19号「松山市立子規記念博物館協議会委員の任命について」及び報告第15号「松山市立子規記念博物館協議会委員の退任について」は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

お手元の資料21ページをお願いします。

博物館協議会は、博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法で規定されており、松山市立子規記念博物館条例で設置を定めています。

まず、報告第15号「松山市立子規記念博物館協議会委員の退任について」ですが、博物館協議会委員であり松山俳句協会の会長であった渡邊滋夫氏が令和4年6月2日にご逝去されたことに伴う退任について、急施を必要とすることから、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により教育長の専決により処理しましたので、ご報告するものです。

次に、資料の15ページをお願いします。

議案第19号「松山市立子規記念博物館協議会委員の任命について」ですが、先ほどご報告いたしました渡邊氏の後任として、高岡周子氏が松山俳句協会の会長に就任されたことから、松山市立子

規記念博物館条例第16条の規定により、新たに博物館協議会委員として任命するものです。

任期につきましては、令和4年7月13日から令和5年6月30日までとなっています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、まず、議案第19号「松山市立子規記念博物館協議会委員の任命について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案どおり決定をいたしました。

次に、あわせて説明がありました報告第15号「松山市立子規記念博物館協議会委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第5 議案第20号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

向山中央図書館事務所長から説明を求めます。

(向山所長)

中央図書館事務所の向山でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第20号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」ご説明いたします。

図書館協議会は、図書館法に規定する館長の諮問機関で、その委員は、松山市立図書館条例第5条の規定により、教育委員会が任命することとなっています。

今回、委員のうち、松山市立小学校長会の図書館担当が、みどり小学校の上甲鼓季校長先生から東雲小学校の西岡香恵校長先生に交代されました。

また、松山市小中学校PTA連合会副会長が、村井千里さんから大江美樹さんに交代されましたので、後任者を新たに委嘱するものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間である令和5年7月31日までとなります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、議案第20号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第6 報告第14号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

地域学習振興課です。

お願いいたします。

お手元の資料19ページから20ページをお願いいたします。

報告第14号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条第1項及び松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号によりまして、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、高浜公民館運営審議会委員の藤本佳代さんについて、令和4年6月30日付で退任の申し出があり、新たに檀之上いずみさんの委員委嘱について急施を要しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により、教育長の専決により処理しましたので、ご報告申し上げます。

なお、任期は、令和4年7月1日から令和5年3月31日までとなっております

以上で説明を終わります。

よろしく願います。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ありましたらよろしく願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第14号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第7 報告第15号「松山市立子規記念博物館協議会委員の退任について」ですが、こちらは先ほどの日程第4 議案第19号において報告があり、ご異議なしと認めました。

次に、日程第8 報告第16号「松山市青少年育

成支援委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

篠原教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(篠原所長)

教育支援センター事務所の篠原でございます。

よろしくお願いいたします。

資料は23ページをお願いいたします。

報告第16号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」ご説明させていただきます。

松山市教育支援センター条例施行規則第4条の規定により、青少年の非行防止及び健全育成の推進を目的として、市内各地域で巡回活動などを行う松山市青少年育成支援委員に関し、5月24日付で退職した教育支援センター事務所職員1名の退任と、6月1日付で新規採用した教育支援センター事務所職員1名の委嘱について、教育長の専決により処理を行いましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項に基づき、ご報告いたします。

なお、今回委嘱したものの任期は、令和5年3月末までとなっております。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第16号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

本日予定の日程は以上となります。

今日は退任及び委嘱等の承認ということが多かったのですが、その他、何かご意見がございましたらお願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、以上をもちまして、本日予定の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第6回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(横山事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。